

入 札 公 告（建築工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 8 月 1 0 日

支出負担行為担当官代理

横浜検疫所長 富澤 一郎

1 工事概要

(1) 工事名

旧長濱検疫所一号停留所(厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)組立工事

(2) 工事場所

(解体場所) 横浜市金沢区長浜 1 0 7 - 8

(再構築場所) 横浜市金沢区海の公園内

(3) 工事内容

解体場所に保管された資材を持って、旧長濱検疫所一号停留所(厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)を再構築場所に再構築する。

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで

(5) 入札方法

入札金額は総額で行う。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 本工事においては、資料提出、入札等を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 05・06 年度厚生労働省競争参加資格において、関東・甲信越地域の「建築一式」

で「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（3）会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）平成 20 年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合はこの限りではない。

- ・有形文化財に指定された建物の移築工事（建物を解体し、解体前と同じ場所で組立をしている移築と同様の技術を要する工事を含む。）

（5）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ア 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・一級建築士の免許を有する者

イ 平成 20 年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合にはこの限りではない。

ウ 配置予定の監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

エ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

（6）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

（7）上記 1 に示した工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本もしくは

は人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (9) 関東・甲信越地域内（他の地域内であっても公共交通機関を用いて3時間以内に横浜検疫所に到着することが可能な所在地は含める。）に本店又は支店もしくはその他の営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（[5]及[6]）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - [1] 厚生年金保険 [2] 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - [3] 船員保険 [4] 国民年金 [5] 労働者災害補償保険 [6] 雇用保険
- (12) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。
- (13) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (14) 主任技術者には文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項に定める普通コースを修了した者を充てること
- (15) 配置予定の主任技術者は、平成20年度以降に重要文化財建造物・国史跡・県文化財移築・全解体・半解体以上調査・組立調査のうち報告書5冊以上編集（編集に関わり、報告書に事業者名の記載がある報告書を含める。）の実績があること。
- (16) その他、競争参加資格に関する詳細は、入札説明書を参照のこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1

横浜検疫所総務課経理係 電話045-201-4458

(2) 入札説明書の交付期間及び場所及び方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く令和5年8月10日（木）から令和5年9月1日

（金）までの09時00分から12時00分及び13時00分から17時00分の間、上記（1）の場所にて書面にて交付する。郵送は不可とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和5年8月10日(木)から令和5年9月1日(金)10時00分までに電子調達システムにより提出すること。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には上記(1)の担当部局に持参すること。

なお、希望する者には、工事図面及び積算参考数量書を電子媒体にて交付する。

(4) 入札書の提出期限及び場所並びに提出方法

入札書は以下のいずれかにより提出すること。

ア 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和5年9月1日(金)12時00分

イ 紙により持参する場合は令和5年9月1日(金)12時00分までに上記(1)の場所に提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和5年9月1日(金) 15時00分

横浜第二港湾合同庁舎6階会議室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除。ただし、公共工事履行保証証券(契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

ア 公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

ウ 支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるとみとめられるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者又は主任技術者の確認

落札者決定後、配置予定の監理技術者又は主任技術者を配置しない事実が確認された場合、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出（上記 2 (2) に係る資料を除く。）することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。